

国指定小笠原群島鳥獣保護区
小笠原群島特別保護地区
指定計画書
【指定】
(環境省案)

年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小笠原群島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

小笠原群島鳥獣保護区のうち、聳島列島の島しょの全域、父島列島の父島の一部（字扇浦22番2の西端を起点とし、同所から都道240号線沿いに直線で150m北進した地点に至り、同所から直線で字扇浦20番7の南西端に至り、同所から連珠谷国有林19林班へ1小班の境界線を南進し字扇浦21番の南東端に至り、同所から直線で字扇浦21番2の北西端に至り、同所から同小班の境界線を南進し字扇浦21番2の南東端に至り、同所から南方に直線で字扇浦22番2の北東端に至り、同所から同林班ち小班の境界線を西進し起点に至る線に囲まれた区域、字扇浦30番1、同30番2、同31番1、同33番5、同33番6、同33番7、同33番8、同33番39、同61番、同62番、同63番、同64番1、同65番、同66番、同67番7（字扇浦67番1、同67番7が接する境界線から同68番1に接する延長線より北の区域に限る）、同68番1、同70番、同71番、同72番、同73番、同75番、同76番、同77番、同101番、同103番、同104番、同105番、同106番、同107番、同108番、同115番、同116番、同117番、同125番1、字二子4番1（字二子3番1と字扇浦69番との境界線の延長線より北の区域に限る）、同7番2、同8番3、同8番4、同9番2、同13番2、同24番2、同30番（字扇浦73番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る）、字小曲3番7、同4番7、同5番2、同5番3、同7番1、同8番1、同9番1、同10番1、同10番3、同11番1、同12番1、同12番2、同13番、同14番、同15番、同16番、同17番、同18番、同19番、同20番、同21番、同22番、同37番1、同38番1、同38番3、同39番1、同75番、同76番1、同77番1の区域に限る。ただし道路を除く。）、孫島、東島、南島及び巽島並びにこれらの島に属する島しょの全域、さらに母島列島のうち向島、鰐島、中鰐島、小鰐島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姪島並びにこれらの島に属する島しょの全域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日（20年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

小笠原群島は、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになったことがない海洋島で、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。

陸鳥では、過去に繁殖していた6種は既に絶滅しており、現在繁殖している陸鳥は8種である。このうち、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に分類されるアカガシラカラスバトやオガサワラカワラヒワ、絶滅危惧ⅠB類に分類されるオガサワラノスリは生息個体数が少なく、絶滅が危惧されている。このほか、世界的な珍鳥とされる固有種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物に指定されているハハジマメグロが繁殖している。

海鳥では、絶滅危惧ⅠA類に分類されるオガサワラヒメミズナギドリが、世界中で小笠原群島の東島のみで繁殖していることが確認されているほか、絶滅危惧ⅠB類に分類されるコアホウドリ、セグロミズナギドリ等の希少な海鳥類が繁殖している。また、クロアシアホウドリ、カツオドリ等の大型海鳥やオナガミズナギドリ、アナドリ等が集団で繁殖している。鴛島では、アホウドリ保護増殖事業の一環として新繁殖地形成のために移送したヒナが帰還し、つがい形成、平成28年（2016年）から毎年繁殖に成功している。

哺乳類については、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ（以下「オオコウモリ」という。）が唯一の固有種であり、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に分類され、絶滅が危惧されている。特に父島扇浦地域においては、毎年冬季にほぼ全ての個体が集まり、集団でねぐらを形成し、繁殖地となっていることから、本種の安定した生息のためには当該ねぐら形成域の保全が重要となっている。

これら希少鳥獣の生息地及び繁殖地として特に重要な区域について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1）鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島ごとの生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるノネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ノヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。
- 2）鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元団体、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。
- 3）オオコウモリの冬季ねぐら形成域及びその周辺について、関係地方公共団

体とも連携・協力し、土地所有者、農業関係者、観光業者等と調整・協働取組を行いながら適切な保全を図る。

4) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場としての活用を図る。

3 特別保護地区の面積内訳 別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、小笠原群島のうち北之島、中ノ島、笹魚島、鴛島、針之島、媒島、嫁島、父島の一部、孫島、東島、南島、巽島、向島、鯉鳥島、小鯉鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島及び姪島並びにこれらの島に属する島しょ全域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、海洋地殻の上に形成された海洋性島弧の形成過程をマグマ組成の変化や火山活動の変遷史として連続的に記録されており、これらの記録を観察できる場所がある。代表的な岩石としてボニナイトがあり、各所に露頭を見ることができる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、海洋島であることから固有の生態系が成立しており、ブナ科や河口域のマングローブ群落を欠落し、大陸で優勢なマツ科等針葉樹も鳥散布型の種子散布様式を持つシママロを除いて不在である。多様な起源の種が独自の種分化を遂げた結果、固有種の種数が多く、固有種率が高いことが特徴である。植物の適応放散の例として、湿性環境から乾性環境にかけて同族の2～3種が並行的に種分化している。

エ 動物相の概要

当該区域は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型の哺乳類はオオコウモリ一種のみが生息している。

鳥類では、鴛島列島のコアホウドリは北太平洋の西部で唯一の繁殖地となっており、生物地理上重要な地域となっている。また、鴛島列島におけるアホウドリ類の保護増殖事業により個体数が増加したクロアシアホウドリが孫島において繁殖していることが確認され、父島列島で唯一の繁殖地となっている。平成23年に新種として発表されたオガサワラヒメミズナギドリは、東島での繁殖が確認されており、世界で唯一の繁殖地となっている。また、巽島においては、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に分類されるオーストンウミツバメやアナドリ等が繁殖しており、小型海鳥類の主要な繁殖地の

一つとなっている。

このほか移入動物で野生化したものに、ノヤギ、ノネコ、ネズミ類がある。ノヤギによる自然植生への影響は大きく、過去の駆除活動によって聳島列島では根絶し、唯一生息が確認されている父島において駆除活動が進められている。父島に生息しているノネコによる希少鳥類への影響は大きく、関係行政機関及び団体による、捕獲、島外への搬送等の取組が行われている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

有人島である父島及び母島では野生動物による農作物への被害が見られる。

オオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類等への食害が見られ、国内希少野生動植物種で天然記念物であるオオコウモリの保護と、農業被害防止の両立が課題となっている。この課題に対して、関係地方公共団体及び地域住民等が食害対策の取組を行っている。

この他、ネズミ類、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特にネズミ類による被害は大きく、関係行政機関による一斉防除や関係地方公共団体によるかごわな、ベイトステーションの貸出し等の取組を行っている。

また、父島では、野生化したノヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ノヤギを駆除しており、平成 30 年から 5 年間（令和 4 年までに）で根絶する駆除計画を東京都が策定している。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 3 本 |
| (2) 案内板 | 12 基 |
| (3) その他（解説板） | 1 基 |

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 55 年 3 月 31 日（昭和 55 年 3 月 31 日環境庁告示第 28 号）

(2) 経緯

指定

平成11年11月1日（平成11年10月19日環境庁告示第54号）

指定

平成21年11月1日（平成21年10月27日環境省告示第42号）

別表 1 国指定小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(20,058)			(1,345)					
	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53.23 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
林 野	(6,921)			(1,341)					
	6,551 ha	0 ha	6,551 ha	1,318 ha	53.23 ha	1,371 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
農耕地	35 ha	0 ha	35 ha	(4)					
				0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	(100)			(0)					
	477 ha	0 ha	477 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(5,383)			(1,255)					
	5,390 ha	0 ha	5,390 ha	1,260 ha	53 ha	1,313 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	(4,740)			(869)					
林野庁所管	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	1,615 ha	0 ha	1,615 ha	874 ha	46 ha	920 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	1,614 ha	0 ha	1,614 ha	0 ha	46 ha	46 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	1 ha	0 ha	1 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	874 ha	0 ha	874 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林以外の国有地	3,132 ha	0 ha	3,132 ha	0 ha	7 ha	7 ha	0 ha	0 ha	0 ha
環境省所管	643 ha	0 ha	643 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	2 ha	0 ha	2 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	641 ha	0 ha	641 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
	(6)								
都道府県所有地	533 ha	0 ha	533 ha	7 ha	0 ha	7 ha	1 ha	0 ha	1 ha
制限林地	365 ha	0 ha	365 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	194 ha	0 ha	194 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
市町村所有地等	171 ha	0 ha	171 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	168 ha	0 ha	168 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	27 ha	0 ha	27 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等	141 ha	0 ha	141 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
	(84)								
制限林地	1,140 ha	0 ha	1,140 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	940 ha	0 ha	940 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
公有水面	200 ha	0 ha	200 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	(19,101)			(1,331)					
(小笠原国立公園)	19,631 ha	ha	19,631 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	4,934 ha	ha	4,934 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	ha	ha	ha
特別地域	1,677 ha	ha	1,677 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
普通地域	13,020 ha	ha	13,020 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：小笠原南島の沈水カルスト地形)	60 ha	ha	60 ha	28 ha	0 ha	28 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の、面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
※ 自然公園法による地域については、小笠原国立公園が拡張したことに伴う面積の増加
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
カモ	カモ	ヒメヒシクイ		迷鳥
		<u>ヒシクイ</u>	VU、天然記念物	旅鳥
		インドガン		迷鳥
		<u>コクガン</u>	VU、天然記念物	迷鳥
		コハクチョウ		迷鳥
		オオハクチョウ		迷鳥
		○ オシドリ	DD	旅鳥
		オカヨシガモ		旅鳥
		ヨシガモ		旅鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		迷鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		旅鳥
		○ ハシビロガモ		旅鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ シマアジ		冬鳥
		<u>トモエガモ</u>	VU	旅鳥
		○ コガモ		旅鳥
		オオホシハジロ		迷鳥
		○ ホシハジロ		旅鳥
		○ キンクロハジロ		旅鳥
		○ スズガモ		旅鳥
		シノリガモ		迷鳥
		クロガモ		迷鳥
		ウミアイサ		迷鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		冬鳥
		○ カンムリカイツブリ		旅鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ネットアイチョウ	ネットアイチョウ	<u>アカオネットアイチョウ</u>	EN	旅鳥
		シラオネットアイチョウ		旅鳥
ハト	ハト	○ <u>アカガシラカラスバト</u>	CR、国内希少、天然記念物	留鳥
		カワラバト(ドバト)		旅鳥
		キジバト		旅鳥
		アオバト		旅鳥
アビ	アビ	シロエリオオハム		迷鳥
ミズナギドリ	アホウドリ	○ <u>コアホウドリ</u>	EN	夏鳥
		○ クロアシアホウドリ		夏鳥
		○ <u>アホウドリ</u>	VU、国内希少、天然記念物	夏鳥
	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ	DD	夏鳥
		○ オナガミズナギドリ		夏鳥
		○ ハシボソミズナギドリ		旅鳥
		ハワイセグロミズナギドリ		迷鳥
		<u>セグロミズナギドリ(オガサワラミズナギドリ)</u>	EN、国内希少	夏鳥
		○ <u>オガサワラヒメミズナギドリ</u>	CR、国内希少	夏鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ アナドリ		夏鳥
	ウミツバメ	コシジロウミツバメ		迷鳥
		○ オーストンウミツバメ	NT	夏鳥
		クロウミツバメ	NT	冬鳥
		ハイイロウミツバメ		迷鳥
カツオドリ	ゲンカンドリ	○ コゲンカンドリ		旅鳥
	カツオドリ	○ <u>アカアシカツオドリ</u>	EN	旅鳥
		○ カツオドリ		夏鳥
	ウ	○ カワウ		冬鳥
		ウミウ		冬鳥
ペリカン	サギ	<u>サンカノゴイ</u>	EN	旅鳥
		○ ヨシゴイ	NT	旅鳥
		<u>オオヨシゴイ</u>	CR	旅鳥
		<u>ミゾゴイ</u>	VU	旅鳥
		○ ゴイサギ		旅鳥
		○ ササゴイ		旅鳥
		○ アカガシラサギ		旅鳥
		○ アマサギ		旅鳥
		○ アオサギ		冬鳥
		○ ダイサギ		旅鳥
		○ チュウサギ	NT	冬鳥
		○ コサギ		冬鳥
	トキ	クロトキ	DD	迷鳥
		ヘラサギ	DD	迷鳥
ツル	ツル	カナダヅル		迷鳥
		<u>ナベヅル</u>	VU、国際希少	迷鳥
	クイナ	シロハラクイナ		迷鳥
		ヒメクイナ		迷鳥
		ツルクイナ		迷鳥
		○ バン		冬鳥
		○ オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	ホトギス		迷鳥
		ツツドリ		旅鳥
		カッコウ		旅鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	旅鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		迷鳥
		アマツバメ		旅鳥
		ヒメアマツバメ		旅鳥
チドリ	チドリ	タゲリ		迷鳥
		ケリ	DD	迷鳥
		○ ムナグロ		冬鳥
		ダイゼン		冬鳥
		ハジロコチドリ		迷鳥
		イカルチドリ		旅鳥
		○ コチドリ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ シロチドリ	VU	旅鳥
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥
		オオメダイチドリ	国際希少	迷鳥
	ミヤコドリ	ミヤコドリ		迷鳥
	セイタカシギ	○ セイタカシギ	VU	旅鳥
		ソリハシセイタカシギ		旅鳥
	シギ	ヤマシギ		迷鳥
		アオシギ		迷鳥
		ハリオシギ		旅鳥
		チョウジシギ		迷鳥
		○ タシギ		旅鳥
		○ オオハシシギ		旅鳥
		オグロシギ		旅鳥
		オオソリハシシギ	VU	旅鳥
		コシャクシギ	EN、国際希少	旅鳥
		○ チュウシャクシギ		旅鳥
		ハリモモチュウシャク		迷鳥
		ダイシャクシギ		旅鳥
		ホウロクシギ	VU、国際希少	旅鳥
		ツルシギ	VU	旅鳥
		アカアシシギ	VU	旅鳥
		コアオアシシギ		旅鳥
		○ アオアシシギ		旅鳥
		コキアシシギ		迷鳥
		クサシギ		旅鳥
		○ タカブシギ	VU	旅鳥
		キアシシギ		旅鳥
		メリケンキアシシギ		迷鳥
		ソリハシシギ		旅鳥
		○ イソシギ		冬鳥
		○ キョウジョシギ		冬鳥
		ミユビシギ		旅鳥
		○ トウネン		旅鳥
		○ ヒバリシギ		旅鳥
		アメリカウズラシギ		迷鳥
		ウズラシギ		旅鳥
		サルハマシギ	国際希少	迷鳥
		ハマシギ	NT	旅鳥
		アシナガシギ		迷鳥
		キリアイ		旅鳥
		○ エリマキシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
	カモメ	○ クロアジサシ		夏鳥
		シロアジサシ		迷鳥
		○ ユリカモメ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		○ ウミネコ		冬鳥
		カモメ		迷鳥
		シロカモメ		迷鳥
		○ セグロカモメ		旅鳥
		○ オオセグロカモメ		旅鳥
		<u>オオアジサシ</u>	VU	旅鳥
		<u>コアジサシ</u>	VU	旅鳥
		○ セグロアジサシ		旅鳥
		アカアシアジサシ		旅鳥
		アジサシ		旅鳥
		○ クロハラアジサシ		旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	冬鳥
	タカ	ハチクマ	NT	迷鳥
		○ トビ		旅鳥
		<u>オジロワシ</u>	VU、国内希少、国際希少、天然記念物	旅鳥
		<u>チュウヒ</u>	EN、国内希少	迷鳥
		ハイイロチュウヒ		迷鳥
		アカハラダカ		迷鳥
		ツミ		迷鳥
		ハイタカ	NT	迷鳥
		オオタカ	NT	迷鳥
		<u>サシバ</u>	VU	迷鳥
		○ <u>オガサワラノスリ</u>	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		ケアシノスリ		迷鳥
フクロウ	フクロウ	アオバズク		旅鳥
		コミミズク		迷鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		迷鳥
	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	EN	迷鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		迷鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少	冬鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	迷鳥
	カラス	ミヤマガラス		迷鳥
		ハシボソガラス		迷鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		迷鳥
		アカハラツバメ		迷鳥
		○ ツバメ		旅鳥
		コシアカツバメ		迷鳥
		イワツバメ		旅鳥
	ヒヨドリ	○ オガサワラヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	ウグイス		旅鳥
		○ ハシナガウグイス		留鳥
		ヤブサメ		旅鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
	ムシクイ	キマユムシクイ		迷鳥
	メジロ	○ <u>ハハジマメジロ</u>	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		シチトウメジロ		外来
		イオウトウメジロ		外来
	ヨシキリ	オオヨシキリ		迷鳥
	セッカ	セッカ		迷鳥
	レンジャク	キレンジャク		迷鳥
		ヒレンジャク		迷鳥
	ムクドリ	ギンムクドリ		迷鳥
		○ ムクドリ		旅鳥
		コムクドリ		迷鳥
		バライロムクドリ		迷鳥
		ホシムクドリ		迷鳥
	ヒタキ	○ <u>トラツグミ</u>		留鳥
		マミチャジナイ		迷鳥
		シロハラ		旅鳥
		アカハラ		旅鳥
		○ ツグミ		冬鳥
		オガワコマドリ		迷鳥
		ノゴマ		迷鳥
		ルリビタキ		旅鳥
		○ ジョウビタキ		旅鳥
		ノビタキ		迷鳥
		ハシグロヒタキ		迷鳥
		サバクヒタキ		迷鳥
		アオハライソヒヨドリ		迷鳥
		○ イソヒヨドリ		留鳥
		エゾビタキ		迷鳥
		サメビタキ		迷鳥
		キビタキ		迷鳥
		オオルリ		旅鳥
	セキレイ	イワミセキレイ		迷鳥
		マミジロツメナガセキレイ		迷鳥
		ツメナガセキレイ		迷鳥
		キガシラセキレイ		迷鳥
		○ キセキレイ		旅鳥
		タイワンハクセキレイ		迷鳥
		○ ハクセキレイ		冬鳥
		ホオジロハクセキレイ		迷鳥
		マミジロタヒバリ		迷鳥
		ビンズイ		迷鳥
		ムネアカタヒバリ		迷鳥
		タヒバリ		旅鳥
	アトリ	○ アトリ		旅鳥
		○ <u>オガサワラカワラヒワ</u>	CR、国内希少	留鳥

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
		マヒワ		冬鳥
		ベニヒワ		迷鳥
		ベニマシコ		迷鳥
		イスカ		迷鳥
		○ シメ		旅鳥
		コイカル		迷鳥
		イカル		旅鳥
	ホオジロ	ホオジロ		旅鳥
		コホオアカ		迷鳥
		カシラダカ		旅鳥
		ミヤマホオジロ		迷鳥
		<u>シマアオジ</u>	CR、国内希少	迷鳥
		アオジ		旅鳥
計		237種		

(注)

- ¹ データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- ² 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- ³ 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2018
EX: 絶滅、CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧
DD: 情報不足、LP: 絶滅の恐れのある地域個体群
国内希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
国際希少: 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物
- ⁴ ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- ⁵ 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

(別表3) 国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
コウモリ	オオコウモリ	○ <u>オガサワラオオコウモリ</u>	EN、国内希少、天然記念物	
ネコ	ネコ	○ ノネコ		外来
ウシ	ウシ	○ ノヤギ		外来
ネズミ	ネズミ	○ ドブネズミ		外来
		○ クマネズミ		外来
		○ ハツカネズミ		外来
計		6種		

(注)

- データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2018
EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧
DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 位置図

凡例

-  国指定鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特別保護指定区域
-  国指定鳥獣保護区外
-  国立公園



0

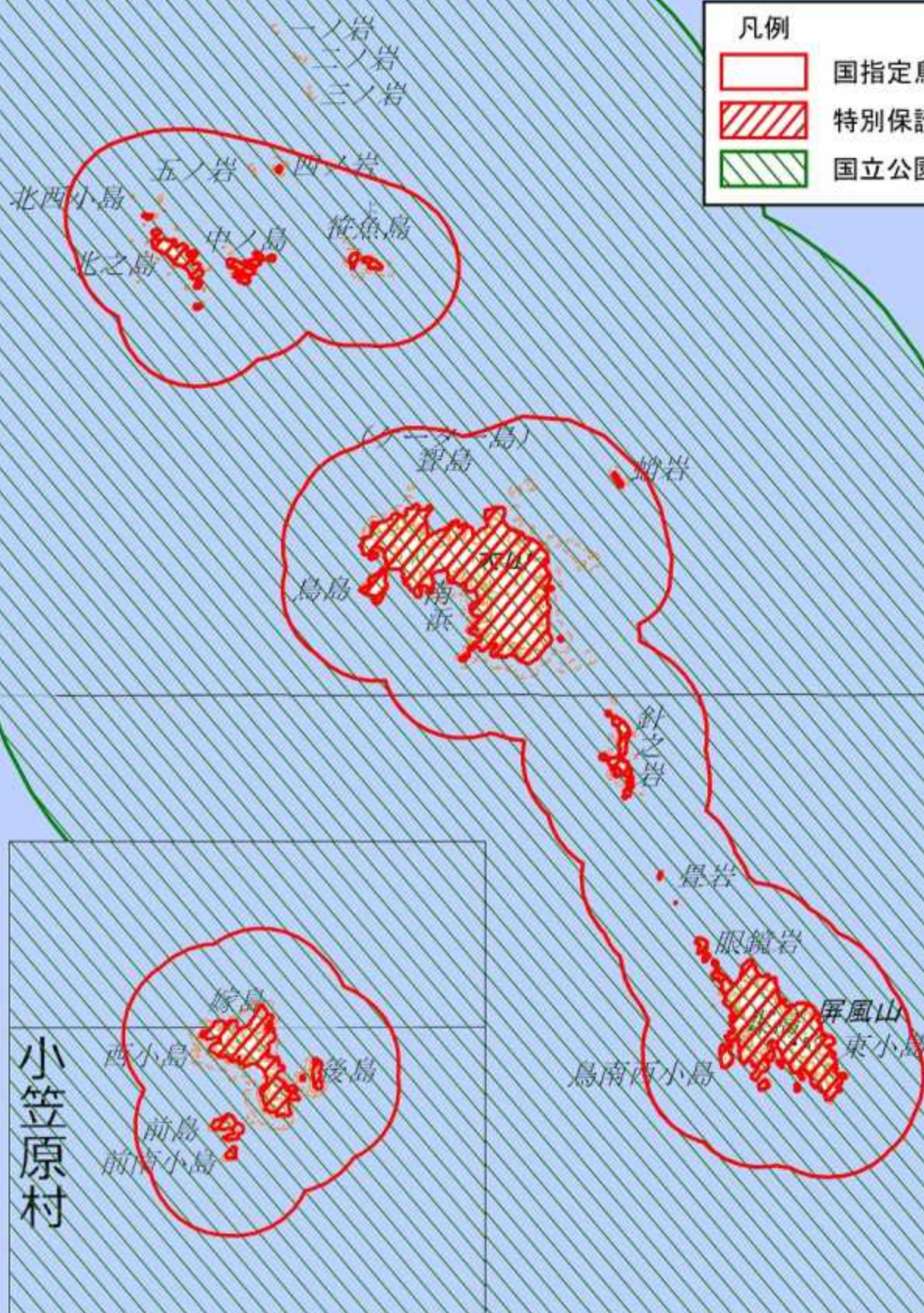


30km

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 区域図 (聳島列島)

凡例

- 国指定鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園

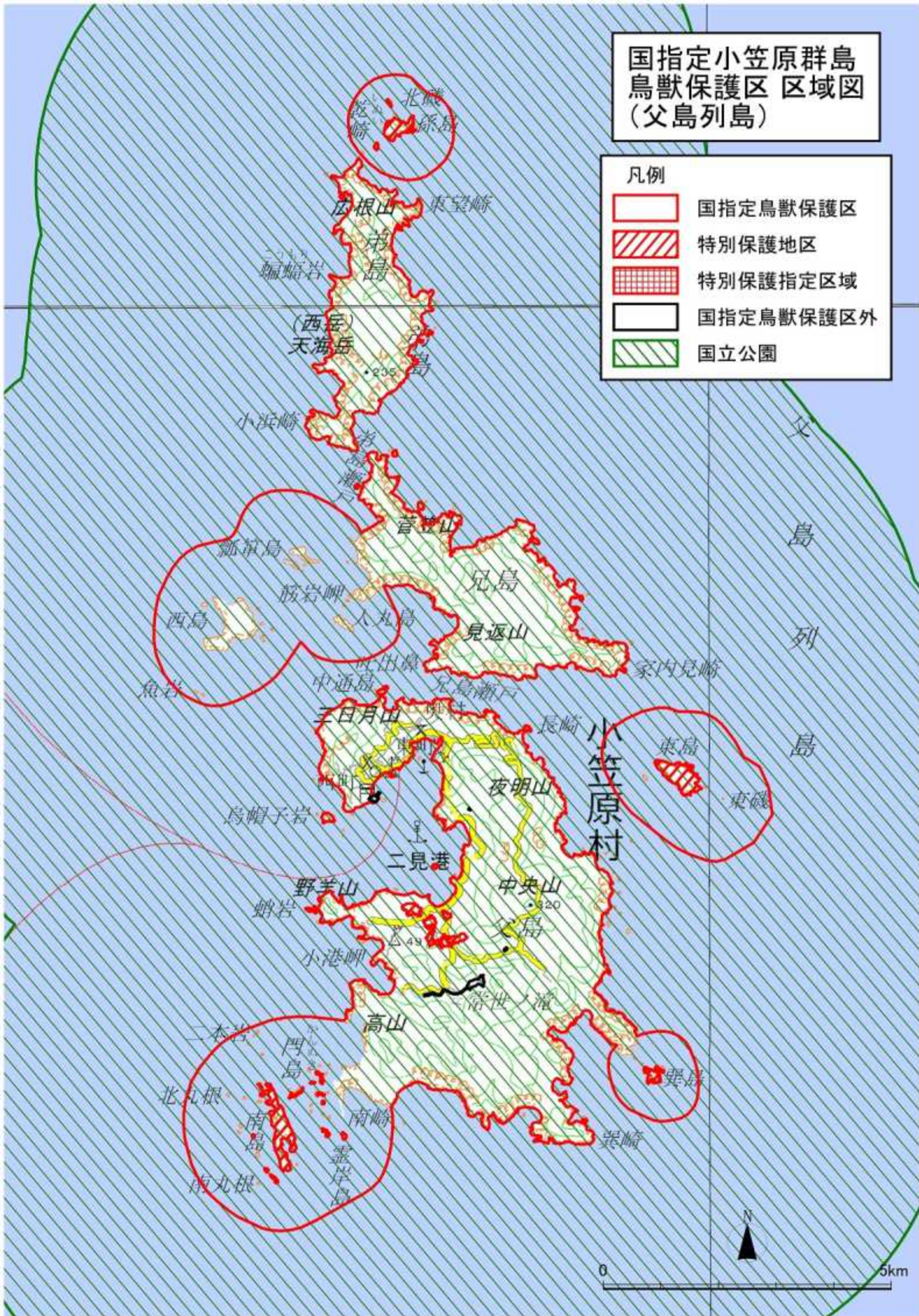


0 5km

国指定小笠原群島
鳥獣保護区 区域図
(父島列島)

凡例

- | | |
|---|-----------|
|  | 国指定鳥獣保護区 |
|  | 特別保護地区 |
|  | 特別保護指定区域 |
|  | 国指定鳥獣保護区外 |
|  | 国立公園 |



国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域図(父島扇浦地域詳細)

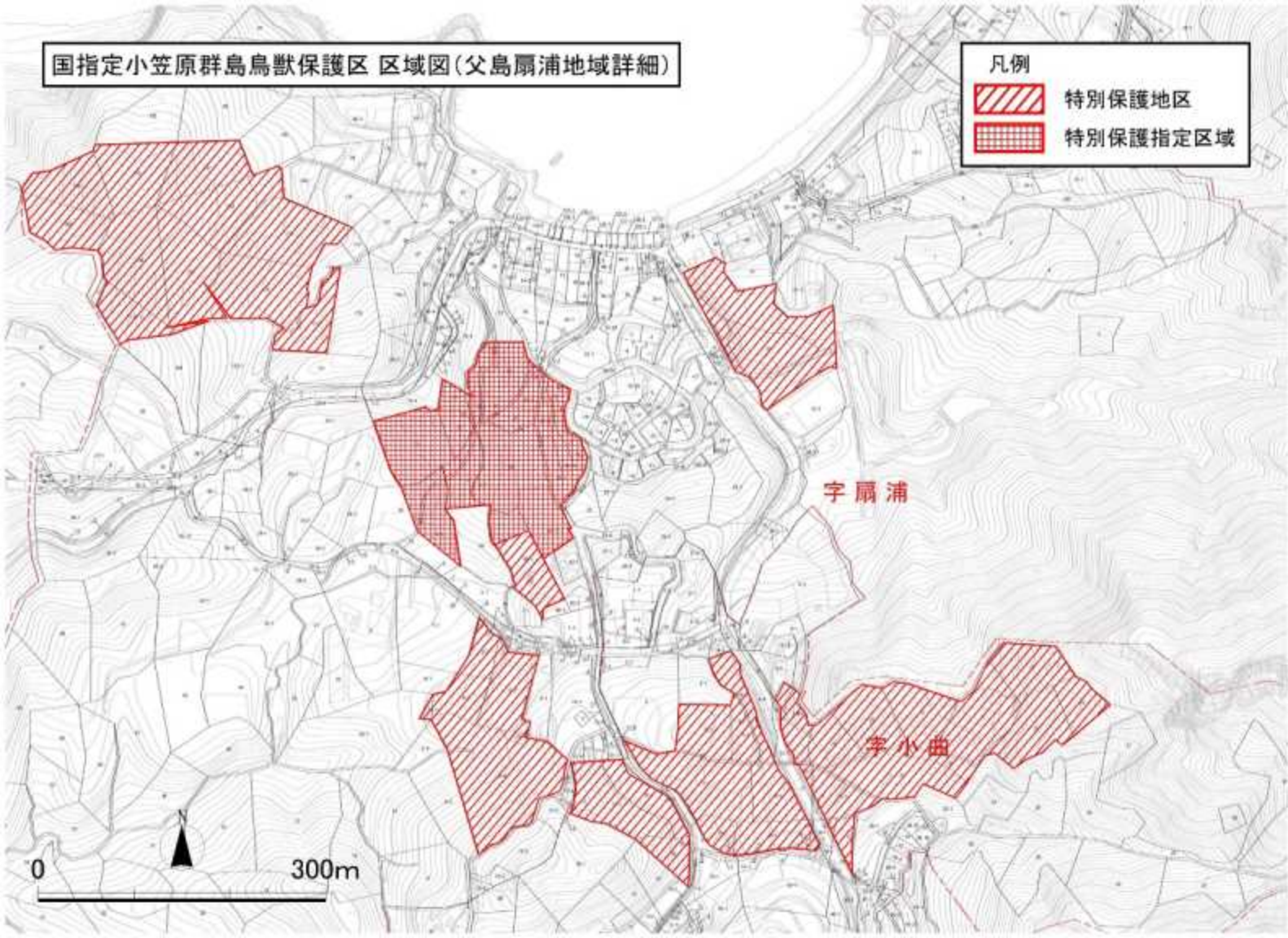
凡例



特別保護地区



特別保護指定区域



字扇浦

字小曲



0

300m

国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域外説明図

①海上自衛隊父島基地
分遣隊駐機場等

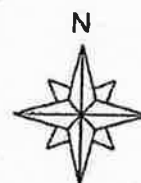
②境浦ダム湖満水水面等

③長谷ダム湖満水水面等

④時雨ダム湖満水水面及び
下流域の一部

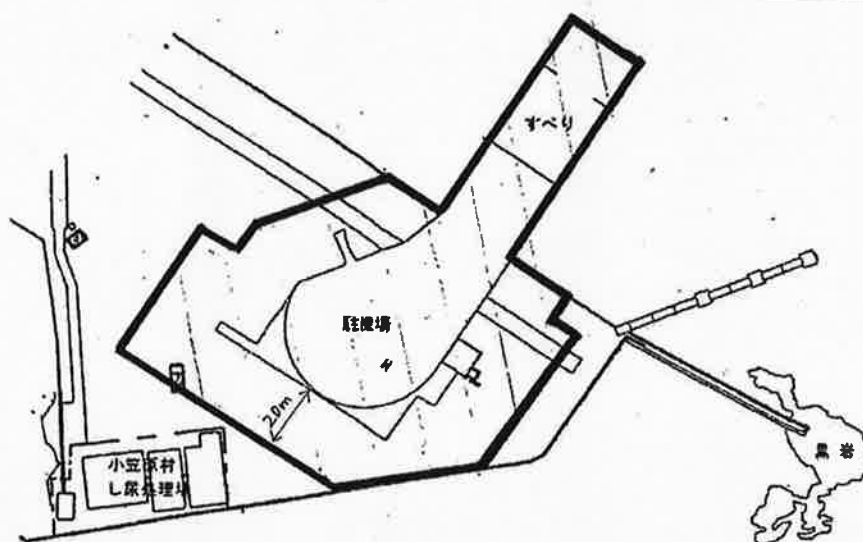


① 海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場等



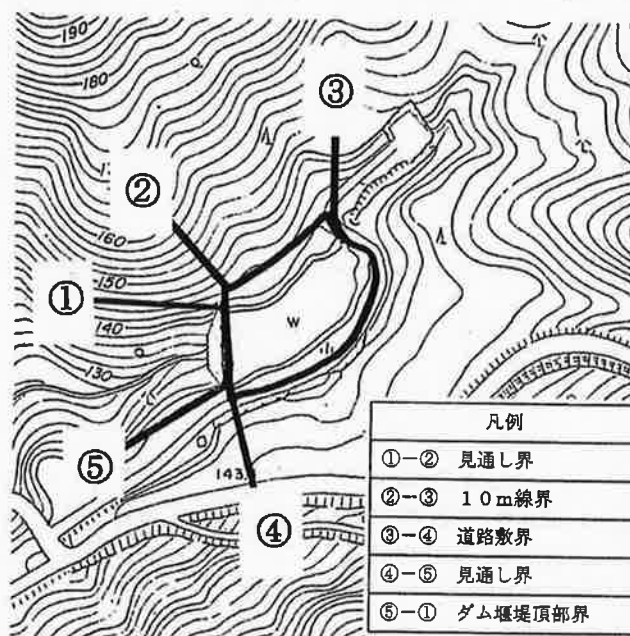
二見港

S = 1 : 2000

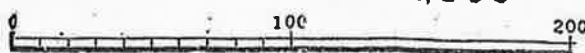


② 境浦ダム湖満水水面等

③ 長谷ダム湖満水水面等



1 : 2,500



④ 時雨ダム満水面及び下流域の一部

